

## 高齢者施設の従事者に対する検査の実施

### 1 事業目的

高齢者入所施設において、新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、感染者が多く発生している地域に所在する施設の従事者に対し、全額公費による任意の検査を「集中的実施計画」に基づき実施する。

### 2 集中的実施計画

対象施設	重症化リスクの高い医療・介護を必要とする高齢者が長期入所する施設 〔特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護〕
対象地域	感染者が多く発生している感染多数地域 〔令和2年11月以降の陽性者数が人口10万人対で100人を超える保健所（芦屋、伊丹、宝塚、加古川、加東、福崎、龍野、洲本）の管轄区域〕 ※ 全県平均 約260人 政令市・中核市 約170～340人
対象者	施設の従事者 約24,000人（379施設）
検査方法	核酸増幅検査（民間検査機関と調整中）
実施手法	民間検査機関に委託（保健所業務が過重とならないよう検査を外部委託）
実施期間	3月末までに集中的に実施

#### ※ 今後の対応

集中的実施計画の実施結果や県内の感染状況等を踏まえ、対象地域の拡大や、養護老人ホーム、重度障害者入所施設、精神科病院等への対象施設の拡大については、次の段階において検討

### 3 実施スキーム（イメージ）

